

広島県美容業生活衛生同業組合からのお知らせ

組合加入は**加入金 3,000 円免除**の今がお得！

組合員プラスワンキャンペーンが始まりました。

実施期日：令和 5 年 10 月 1 日～令和 5 年 12 月 15 日

令和 5 年 10 月 1 日～令和 5 年 12 月 15 日の期間において「組合員プラスワンキャンペーン」を実施致します。11 月 1 日～11 月 30 日の「生活衛生同業組合活動推進月間」も含めたこの期間内での組合加入をぜひともご検討ください。

【広島県美容組合「組合員プラスワンキャンペーン」について】

実 施 期 間：令和 5 年 10 月 1 日～令和 5 年 12 月 15 日

(当組合事務所 12 月 15 日郵便必着分)

※事務所持参の場合は、12 月 15 日 17:00 迄

内 容：広島県美容組合加入金 3,000 円の免除

※広島県組合出資金 500 円及び必要経費は対象外。

問い合わせ先：

◎広島県美容業生活衛生同業組合事務所 (TEL：082-296-2220)

9:00～17:00 土日祝除く

【組合加入に必要な物】※問い合わせ先に直接来訪される場合は予め連絡願います。

下記 3 点を上記実施期間中にご準備願います。

●加入申込書 (美容組合様式) / 問い合わせ先より郵送致します。

●事業者台帳 (美容組合様式) / 問い合わせ先より郵送致します。

●出資金 500 円 (広島県)

●印鑑 (問い合わせ先に直接来訪する場合に必要)

※組合に直接来訪される場合は、予めご連絡願います。

注) 広島県美容業生活衛生同業組合に加入される場合には、美容所を開設される場所により各支部に所属していただき、支部にかかる経費を別途いただくこととなります。(上記キャンペーン期間中における加入金を除く)。